

第 121 回月例研究会報告

日時：2006 年 7 月 3 日（月）18:30～20:30

場所：中央大学駿河台記念館

演題：「システム監査と JSOX」

講師：日本大学商学部・大学院商学研究科

堀江 正之 教授

報告者 No.893（北海道支部）渡部 洋子

1. 講演要旨（ポイント）

（1）JSOX404 条対応への要請を、単なる負荷だと考えるところから脱却し、変革のトリガーととらえて、企業文化を変革させる方向へ成長していかなければならない。意識を前向きに変える良い機会といえる。

（2）JSOX404 条対応は、内部統制の一部に過ぎない。ここで求められているのは、あくまでも「財務報告に係る内部統制」であるが、業務の有効性と効率性に係る内部統制など、企業の内部経営管理の仕組みとして内部統制はもっと広く解釈される。財務報告に係る内部統制だけを整備しても意味がない。

（3）財務報告に係る内部統制を足がかりに、全社的な戦略達成をサポートする内部統制構築へと進んでいくことが望ましい。

（4）IT 統制も定型的なものだけでなく、もっと広く、IT ガバナンス（IT 戦略、IT アライアンス、IT 組織構造、IT セキュリティポリシー、IT リスク情報開示）をベースとして考えなければならない。

2. 講演内容

（1）財務報告に係る内部統制評価と監査の概要

経営者が自社の内部統制を評価して「内部統制報告書」を作成し、監査法人がそれを監査して「内部統制監査報告書」を作成する。会計士監査と同様に、いきなり問題を指摘するのではなく、指導的機能によるフィードバックが働く。

米国の事例では、「内部統制監査報告書」で以下の 2 種類の評価がなされている。

- ・経営者による評価が適正に行われているという評価
- ・財務報告に係る内部統制が適正に行われているという評価

前者がアサーションであり、後者がダイレクトレポートであるが、JSOX で要求されているのは前者である。

このアサーション方式では、企業の内部統制を監査するのではなく、経営者の評価を監査することになり、経営者が自社の内部統制は有効でないと評価し、実際に有効でないと評価するなら「適正」であるという監査結果になってしまう。内部統制には欠陥があるが財務諸表は適正であるということは現実的にありえるが、自社の内部統制が有効でないと告白することは、虚偽表示が起こりえると経営者が宣誓するようなものである。

（2）JSOX404 条の制度化

・法制化の状況：2006 年 6 月 7 日成立の証券取引法等の改正（金融商品取引法）により、2009 年 3 月期決算から、内部統制の経営者評価と外部監査が導入される。経営者による内部統制報告書と外部監査人による内部統制監査報告書の記載事項は、内閣府令により決定される予定。

・金融庁の動向：現在公表中の「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準のあり方について」の解釈指針として「実施基準」の公表が決定しており、早ければ今年の夏にも草案が公開される見通し。

・日本公認会計士協会の動向：内閣府令の制定を待って内部統制の外部監査のための委員会報告が公表されるはず。ただしこれはあくまで外部監査のためであり、経営者向けでは

ない。

先行事例を見ると、マイナス評価される事例では、内部統制コストだけに目が行ったり防御に専念したりしているが、プラス評価される事例では、内部統制の設計が予防にシフトして、欠陥の有無が業績につながるという調査結果もある。国内の事例を見ても、内部統制の不備が時系列的に財務報告につながる事がわかる。

(3) 経営者による内部統制評価のポイント

現在、監査だけがクローズアップされているが、リスクから統制、監査へのつながりを明確に意識することが必要である。リスクの連鎖や大きさを評価して、それを踏まえた統制を行わなければ意味がない。

経営者が内部統制を評価する際には、組織内外のリスクを踏まえた全社的な統制の評価と、統制上の要点ごとに業務プロセスに係る統制の評価の両面で実施する。後者では、手続きの整備状況と運用状況の 2 段階で評価する。評価の際には記録を取るが、現行の業務フローにリスク評価を重ね合わせ、さらに統制フローまで重ねていくと、全体を見渡すことができ、不備を見つけやすくなる。

内部統制報告書の末尾には、評価結果と区別して、付記事項を記述する。期末日後に実施した重要な欠陥に対する是正処置などを記述するので、1 年目には付記事項が多くなることも予想される。

(4) 金融庁「内部統制基準」にみる IT 統制のポイント

IT への対応は、そこだけ独立したものではなく、他の内部統制の基本的要素と一体となって機能するものであることを忘れてはいけない。現在ではインターネット環境が前提であり、IT の開発／運用の外部委託に係る統制も対象である。IT 統制という大きな領域の中に、「統制への IT の活用」と「IT システムの統制」が一部重複して含まれる形となる。

全社レベルの統制から業務プロセスレベルの統制に落とし込んでいくように、全般統制から適用業務統制に落とし込んでいく。COBITforSOX の体系の通りであるが、今日のクライアントサーバー環境などでは、全般統制・適用業務統制という区別がほとんど意味のないものになってきているという実態もある。

(5) 本来の内部統制をめざして

理想的には、企業の事業環境の中で、戦略や文化、業務プロセス、個人の技能と役割といったものの中心に IT 統制が位置付けられる。IT リスクは、あくまでもビジネスリスクの一つであり、機会リスクという側面もあるし、コンテンジェンシー計画も含まれる。SOX 法対応だからといって、ブレーキを踏む統制ばかりでなく、アクセルを踏む統制を忘れてはならない。

最後にシステム監査としての課題を 2 つあげる。最初は、IT への対応の部分では内部監査の利用が効果的であるが、そこでシステム監査が行われれば、経営者評価及び監査法人監査でそれを利用することが考慮される。一歩進めて「専門家業務の利用」を提言できるが、現段階ではどこにも入っていない。2 つ目は、JSOX 対応に限定すれば、あくまでも財務報告に係る内部統制の評価と監査のスキームとなるので、そこでシステム監査が入ってきたとしても、財務諸表監査に関して会計上の細かな知識が必要とされることになる。

3. 質疑

・監査法人との癒着などが問題となっており、米 SOX 法には監査法人への規制ルールなどが盛り込まれたが JSOX ではどうか。

日本では公認会計士法の改正などで対応しており、全体として規制する方向になっているのは同様である

・監査委員会や監査役の役割はどう位置付けられるのか。

経営者評価とそれに対する監査の仕組みとは別に、経営層へのチェック機能として働く。この仕組みの中で独立して動くというより、統制環境の一部と考えられる。

・ドイツの従業員を参加させるやり方と比較してどうか。

枠組みが異なるので一概に比較できない。

・システム監査としての「専門家業務の利用」を推進するには、どうしたらよいか。

これから公開される草案ではパブリックコメントを求めるはずなので、そこで提言するのが一番である。(協会として対応して欲しいとの意見あり)

4. 感想

このテーマでは下手をすると眠くなるのではないかと恐れていたのですが、ユーモアを交え聞き手を引き付ける語り口で楽しませていただきました。様々な情報があふれている割にはすっきり理解できない JSOX について明快にご説明いただき、頭の整理ができたようです。

特に、アサーション方式としての限界や注意点が明確になり、全体像が見えてきた（ような気がする）ところ、また、ここで萎縮して守りに入るのではなくもう 1 ステップ前進するトリガーにすべきだという方向性が示されたことに感謝したいと思います。「アクセルを踏む統制」という表現が、私にとってのキーワードとなりました。

今回の月例会報告は、北海道支部の渡部がお送りしました。出張の隙間で出席したのですが、行って良かったというのが実感です。地方の皆さまも、出張の折などタイミングが合いましたら、ぜひ月例研究会へのご出席をお勧めします。

以上